

社会教育委員について

令和6年5月28日（火）

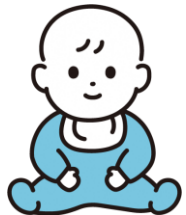
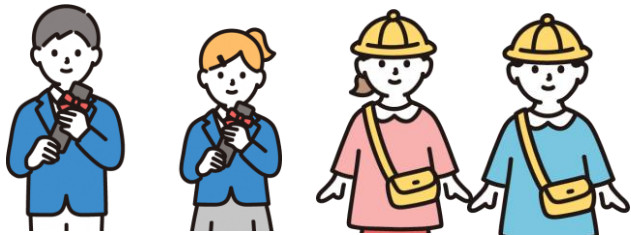
第36期新潟市社会教育委員会議（第1回）

新潟市教育委員会 生涯学習推進課

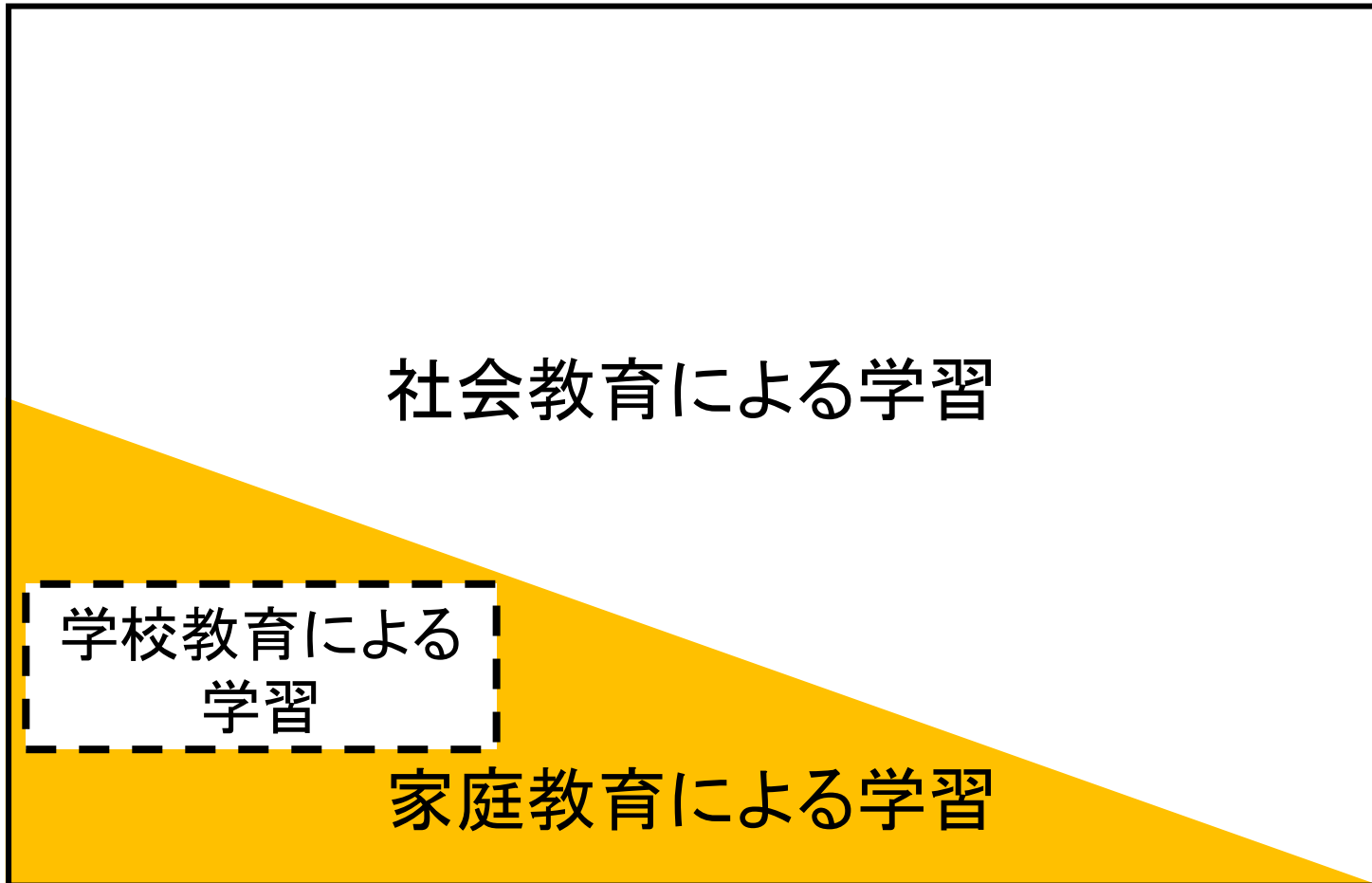
社会教育とは

(年齢)

100歳



0歳



社会教育による学習

学校教育による
学習

家庭教育による学習

生涯学習

小

大 (割合)

社会教育委員とは

- 社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育法に定められた職務を行う。

(社会教育法第17条)

- 非常勤の特別職の公務員で、学校教育・社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、市内に住所を有する者から、新潟市教育委員会が委嘱している。

(地方自治法203条の3、地方公務員法第3条第3項第2号)

(新潟市社会教育委員に関する条例第3条)

社会教育委員の職務

社会教育に関し
教育委員会に
助言するため、
次の職務を行う



社会教育に関する諸計画を立案すること

定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の
諮問に応じ、これに対して意見を述べること

教育委員会の諮問に応じ、これに対して
意見を述べるために必要な調査研究を行うこと

教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる

教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる

生涯学習・社会教育をめぐる状況

国の状況

- 令和5年6月16日「**第4期教育振興基本計画**」
(計画期間令和5年度から令和9年度) 閣議決定

新潟市の状況

- 平成17年度「**新潟市教育ビジョン 基本構想・基本計画**」策定
新潟市の教育の方向とあり方を明確にするもの
- 現在の第4期実施計画(令和2年度から令和6年度)は
「**これからの社会をたくましく生き抜く力の育成～学・社・民の融合
による人づくり、地域づくり、学校づくり**」を中心的な考えとしている

これまでの建議・報告書など

第29期

建議：地域の教育力を高めるために
～新潟市の社会教育が今後取り組むべきこと～（H24.3）

第30期

報告：新潟市の生涯学習の推進に向けて（H26.3）

第31期

建議：新潟市の生涯学習のあるべき姿
「ともに学び、育ち、創る」～ゆたかな新潟をめざして～（H28.3）

第32期

建議：「学びの循環」による人づくり（H30.3）

第33期

建議：社会教育による次世代育成について（R2.3）

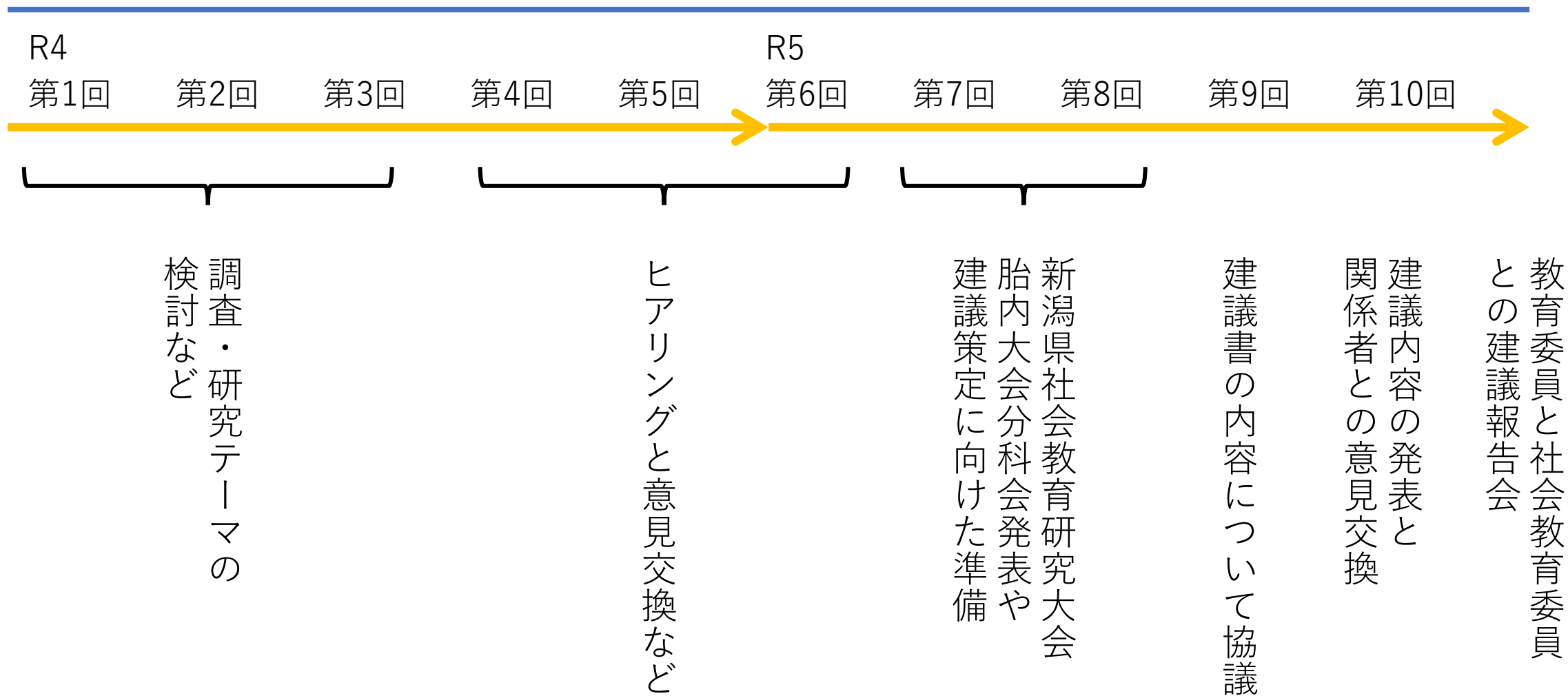
第34期

緊急提言：新型コロナウイルスの影響と社会教育（R2.11）
報告：社会教育による次世代育成の実践事例と推進方策（R4.3）

第35期

建議：社会的包摂の実現に向けた社会教育のあり方（R6.3）

(参考) 第35期新潟市社会教育委員会議 日程



※加えて、各種研究大会や研修会への参加